

厚生労働省発生食 0530 第 1 号  
令和 5 年 5 月 30 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

メチルセルロース

- 2 添加物「メチルセルロース」の使用基準の改正に伴い、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

カルボキシメチルセルロースカルシウム  
カルボキシメチルセルロースナトリウム  
デンプングリコール酸ナトリウム

